

令和6年2月7日

4月編入生・保護者 各位

東京学芸大学附属国際中等教育学校・事務室

令和6年度高等学校等就学支援金について（概要）

高等学校等就学支援金制度は、本校においては授業料を支払う義務のある後期課程（4年～6年）の生徒が対象です。

高等学校等就学支援金制度とは、授業料に充てる就学支援金を生徒に支給し、家庭の教育費負担を国が支援する制度です。

支給方法は、学校が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てられます。
生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

ただし、受給するには所得制限があります。

市区町村民税の課税標準額の6%から市区町村民税の調整控除の額（※政令指定都市の場合は『調整控除の額』×3/4で計算）を除いた額の、親権者分の合計が30万4,200円未満の場合に受給資格対象となります。

詳細は、別紙の就学支援金リーフレットでご確認ください。

これらの申請手続き書類は、4月入学後学校に登録いただくメールアドレス宛に送付いたします。事務室からのお知らせはメールにて送付いたしますので、必ずメールを確認していただきますようお願いいたします。

<就学支援金に関するお問い合わせ先>

東京学芸大学附属国際中等教育学校・事務室（担当：武田）

T E L : 03-5905-1326 F A X : 03-5905-0317